

岩手県告示第855号

家畜の予防注射の実施（令和3年岩手県告示第507号）で告示した手数料を次のとおり変更した。

令和3年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

手数料	
変更前	変更後
豚にあつては注射の際1頭につき310円を岩手県収入証紙をもつて納付するものとし、いのししにあつては徴収しないものとする。	注射の際1頭につき310円を岩手県収入証紙をもつて納付するものとする。